

一般社団法人長野県医師会国民保護業務計画

平成 24 年 3 月 28 日施行

令和 6 年 5 月 22 日一部改正

(目的)

第 1 条 本計画は、一般社団法人長野県医師会（以下「本会」という。）が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）」及び「長野県国民保護計画」（平成 18 年 3 月 31 日作成）に基づき、長野県知事が指定する指定地方公共機関として、国民保護法第 36 条第 2 項に定める業務計画を作成し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 本会は、本計画の実施にあたり、長野県、地方公共団体、その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、長野県内の郡市医師会（以下「各郡市医師会」という。）とも連携し、医療を確保するために必要な措置等を講ずる。
2 なお、本計画に定めのない事項については、「長野県医師会災害時医療救護指針」等に準じて対応する。

(武力攻撃事態等への対応)

第 3 条 本会会長（以下「会長」という。）は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）」第 2 条に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、円滑な業務が遂行できるよう医療救護体制の確立を図るとともに、日頃からその体制の充実と強化に努める。

(国民保護措置の内容)

第 4 条 本会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- (1) 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- (2) 武力攻撃事態等における医療の提供
- (3) 情報の収集・提供及び広報活動
- (4) その他国民保護のために必要な措置

(安全の確保)

第 5 条 会長は、国民保護措置の実施にあたっては、長野県及び関係機関と連携しつつ、本会会員及び本会職員等国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

(意識の啓発)

第 6 条 会長は、会員及び職員に対して武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行う。

(調査及び研究)

第 7 条 会長は、武力攻撃事態等における医療活動が円滑に実施できるように、必要な調査及び研究の推進に努める。

(医療活動体制の整備)

第 8 条 本会の業務を的確かつ迅速に実施するため、「長野県医師会災害時医療救護指針」等の定めに従い、以下に掲げる体制を構築する。

- (1) 緊急時のための連絡網の作成
- (2) 緊急参集体制等の整備
- (3) 情報の収集、関係機関との連絡・通信体制の整備

- (4) 医療救護体制の整備
- (5) 業務計画の見直し
- (6) その他必要な事項

2 なお、業務計画の見直しを行った場合には、速やかに長野県知事に報告するとともに、必要があるときは、関係機関に対し、情報提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(非常事態等警戒時における初動措置)

第9条 会長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合または長野県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、本会職員を参集させて情報の収集にあたりるとともに、必要と認められる場合には、各郡市医師会に医療救護班の待機を要請する。

(県医師会対策本部の設置等)

第10条 会長は、県対策本部が設置された場合は、必要に応じて長野県医師会国民保護対策本部（以下「県医師会対策本部」という。）を長野県医師会館内に設置し、本部長の任にあたりるとともに、本会役・職員を招集して次の業務を行う。

- (1) 被害状況の調査・収集及び報告に関する事
- (2) 医療救護班の派遣要請に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事
- (4) その他武力攻撃事態等における医療活動に関し必要とされる業務

2 県医師会対策本部を設置したときは、県対策本部にその旨を連絡する。

3 県医師会対策本部の事務は、本会事務局があたる。

4 なお、本計画に定める他、県医師会対策本部の組織及び運営に関しては、「長野県医師会災害時医療救護指針」等の定めに従う。

(職務代理)

第11条 会長に事故ある時は、予め定める順番に従い、本会副会長が会長の職務を代行する。

2 副会長がその職務を代行し得ない時は、本会救急・災害医療担当常務理事、同理事の順で指揮をとる。

(武力攻撃事態等に関する安否情報の収集・提供)

第12条 本会は、武力攻撃事態等発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるとともに、地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、自ら又は本会会員が把握する情報を提供するなど、これに協力する。

(終結)

第13条 会長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、関係機関と協議の上、医療救護班を撤収する。

2 会長は、県対策本部が廃止された場合、県医師会対策本部を廃止し、長野県知事に連絡する。

(緊急対処保護措置の実施)

第14条 緊急対処保護措置の実施体制、措置の内容、実施方法については、本計画の定めに基づいて対応する。

附則

この計画は、令和6年5月22日から施行する。